

# 暮らして美祢

～六次産業応援編～



六次産業化振興事業費補助金については次のページでご紹介しています。  
Q&Aを市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

美祢市六次産業化振興事業費補助金 検索

問い合わせ先 六次産業振興推進室 ☎0837(52)5224



## 試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種		採用予定人数	受験資格
上級職	行政A	2人程度	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人
	行政B (考古学専門)	1人	昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人で、大学又は大学院で考古学分野に関する学科等の課程を修了した人
中級職	保育士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた人で、資格を取得している人、又は平成31年3月31日までに取得見込みの人

○詳細は受験案内をご覧ください。

- 受験案内の配布開始：6月1日 金 ※同日より市ホームページからもダウンロードできます。
- 受付期間：6月1日 金～6月20日 金（※郵送の場合は6月20日 金までの消印有効）
- 一次試験日：7月22日 日
- 受験案内の設置場所：総務課、各総合支所総合窓口課
- その他（今後の職員募集について）：初級職（行政、消防）の試験を実施する予定です。（※変更の可能性があります。詳細は広報7月号で掲載予定）

## 地域で策定したプランを実現するため、主体的に実施する事業を支援します

### 美祢市地域創造プラン実現事業補助金

## <補助金交付対象>プラン策定地域

※プランは、コーディネーター派遣事業（山口県中山間地域づくり推進事業）を活用し、地域で議論を重ね策定されたものとしします。

## <応募期間>

6月1日 金～29日 金

補助対象	・プランに基づき、団体が実施する事業（プランに記載がある事業） ・平成30年度末（平成31年3月31日）までに完了する事業
補助金額	・対象経費の5分の4以内に相当する額とし、100万円を上限とする

申請・問い合わせ先  
地域振興課 [☎0837(52)1128]

## 六次産業化振興推進事業費 補助金を活用しよう!

市では、六次産業化を目指す生産者等を対象に下記表の内容で補助金の交付を行っています。ご不明な点や申請手続き等については、お気軽に六次産業振興推進室にお問い合わせください。

### 1 六次産業化振興推進事業

#### (1)六次産業化加工品開発事業

①農林水産事業者自らが本市の一次産品を活用した加工品の開発事業

⇒30万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

②農工商連携等により本市の一次産品を活用した加工品の開発事業

⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、他業種及び他事業との連携による事業は補助率を補助対象経費の2/3以内とし、30万円を上限とする。

### 2 地域ブランド化推進事業

#### (1)六次産業化加工施設等整備事業

○農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の施設整備事業

⇒60万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者又は、他業種及び他事業との連携による取組みを目的とした事業を実施する場合は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

#### (2)六次産業化販売促進事業

○農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の販路開拓事業及びMine Collection認定商品の販路開拓事業

⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、Mine Collection認定事業者については補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

注意 ①申込される前に必ず事前にお問い合わせください。

②申込期限は平成30年12月末までです。

申請・問い合わせ先  
六次産業振興推進室  
[☎0837(52)5224] [☎0837(52)3434]